

相模原市の商業

平成 14 年商業統計調査結果報告書

相模原市

はしがき

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにするため、統計法に基づく指定統計(指定統計第 23 号)として行われている経済産業省所管の調査で、昭和 27 年に第 1 回調査が実施されて以来、今回で通算 25 回目の調査となります。

この報告書は、平成 14 年 6 月 1 日現在で卸売業・小売業を営む事業所を対象に全国一斉に実施した平成 14 年商業統計調査の結果をもとに、本市における商業事業所の卸売業・小売業別、業種別、規模別、業態別、地域別などの分布を把握することを目的として編集したものです。

今回の調査結果をみると、事業所数、従業者数、年間商品販売額のいずれも過去最大の減少となり、厳しい経済情勢のなか、し烈な生き残りをかけた販売競争が行われたことが窺われます。

本書が、相模原市の商業活動の現状及び動向を知る一助となり、学術研究や企業活動、行政の施策推進の基礎資料として多くの皆様にご活用いただければ幸いです。

最後に、今回の調査の実施にあたり、御協力いただいた商業事業所の皆様をはじめ、調査に従事されました関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 16 年 8 月

相模原市長 小 川 勇 夫

目 次

調査の概要.....	1
利用上の注意.....	2
・業態分類表.....	11
結果の概要.....	13
1 概況.....	13
2 昭和51年調査以降の商業の動向.....	13
3 全国、神奈川県及び近隣市町村との比較.....	15
4 開設年別事業所数と開廃業状況.....	21
5 商品分類番号別年間商品販売額.....	23
6 雇用形態.....	24
卸売業の現状と動向.....	26
1 概要.....	26
2 規模別の状況.....	28
3 法人・個人別の状況.....	28
4 販売効率.....	29
小売業の現状と動向.....	30
1 概要.....	30
2 規模別の状況.....	37
3 法人・個人別の状況.....	41
4 販売効率.....	41
5 小売業の業態別の現状と動向.....	43
地域別の現状と動向.....	50
1 出張所別.....	50
2 町別の小売業の現況.....	53
繁華街の現状と動向.....	57
統計表	
1 産業細分類別、事業所数・従業者数・年間商品販売額・その他の収入額及び商品手持額.....	60
2 産業小分類別、従業者規模別、事業所数・従業者数・年間商品販売額及び売場面積.....	68
3 産業小分類別、年間商品販売額規模別、事業所数・従業者数・年間商品販売額及び売場面積.....	74
4 産業小分類別、売場面積規模別、事業所数・従業者数・年間商品販売額および売場面積.....	82
5 産業小分類別、開設時期別、事業所数・従業者数・年間商品販売額及び売場面積.....	88
6 産業小分類別、法人・個人別、事業所数・従業者数・年間商品販売額・売場面積及び商品手持額.....	96
7 出張所別、産業中分類別、従業者規模別、経営形態別、事業所数・従業者数・売場面積・年間商品販売額・その他の収入額及び商品手持額.....	98
8 町丁別、業種別、事業所数・従業者数及び年間商品販売額.....	106
9 繁華街の地域別、産業小分類別、事業所数・従業者数・売場面積・年間商品販売額及び商品分類別取扱店舗数・年間商品販売額.....	111

調査の概要

1 調査の目的

全国の卸売・小売業を営む商業事業所（店舗）を対象とし、分布状況や販売活動等を把握して、商業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の根拠

統計法（昭和22年法律第18号）に基づく経済産業省所管の「指定統計調査」（指定統計第23号）として、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）に基づき実施しました。

3 調査の期日

平成14年商業統計調査は、平成14年6月1日現在を調査期日として実施しました。

なお、この調査は、平成9年の調査から5年毎に実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施することとしています。調査年次及び調査期日等は次のとおりです。

調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別
昭和27年	9月1日	1	昭和51年	5月1日	1
昭和29年	9月1日	1	昭和54年	6月1日	1
昭和31年	7月1日	1	昭和57年	6月1日	1
昭和33年	7月1日	1	昭和60年	5月1日	2
昭和35年	6月1日	1	昭和61年	10月1日	3
昭和37年	7月1日	1	昭和63年	6月1日	2
昭和39年	7月1日	1	平成元年	10月1日	3
昭和41年	7月1日	1	平成3年	7月1日	2
昭和43年	7月1日	1	平成4年	10月1日	3
昭和45年	6月1日	1	平成6年	7月1日	2
昭和47年	5月1日	1	平成9年	6月1日	2
昭和49年	5月1日	1	平成11年	7月1日	2

注：表中の1, 2, 3は次の調査種別を表します。

1：卸売・小売業、飲食店 2：卸売・小売業 3：飲食店

4 調査の範囲

日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類」-卸売・小売業」に属する全国の商業事業所（公営事業所を含む。）を対象としています。

なお、店舗を有しないで商品を販売する無店舗の事業所、例えば、訪問販売、通信・カタログ販売等については、販売の拠点となる事務所・自宅などを事務所として調査します。ただし、次の事業所は調査の対象から除きます。

- ・ 駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内などの料金を支払って出入りする有料施設内の事業所。（ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とします。）

なお、調査期日に休業中もしくは清算中、または季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とします。

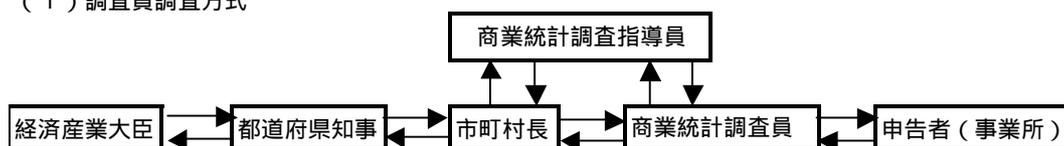
5 調査の方法

調査の方法は以下の（1）（2）によります。

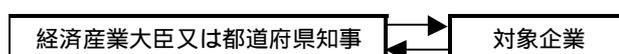
- (1) 申告者（事業者）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式
- (2) 商業企業の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式

6 調査の経路

(1) 調査員調査方式



(2) 本社等一括調査方式



7 調査事項

巻末の調査票の内容により実施した。

利用上の注意

1 主な用語の解説

(1) 事業所（商業事業所）

原則として、一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

ア 小売業者または他の卸売業者に商品を販売する事業所

イ 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所

ウ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建築材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）などを販売する事業所

エ 製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の販売事業所（主として総括的・管理的事務を行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋などに販売している場合、その支店・営業所は卸売事業所となります。

オ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

なお、修理収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業ではなく卸売業とします。

カ 主として手数料を得て、他の事業所のために商品の売買の代理または仲立ちを行う事業所（代理商、仲立業）

一般的に買継商、仲売人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

（３）小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

ア 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）または家庭用消費者のために商品を販売する事業所

イ 産業用使用者に少量または少額の商品を販売する事業所

ウ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。

ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（サービス業（他に分類されないもの））です。この場合、修理のために商品などを取り替えても、商品の販売とはしません。

エ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人または家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

オ ガソリンスタンド

カ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事業所などがある訪問販売または通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人または家庭用消費者に販売する事業所

キ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれに独立した事業所として小売業に分類します。

（４）従業者及び就業者

平成14年6月1日現在で、その事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。従業者とは「個人事業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の合計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」、「出向・派遣受入者」を併せたものをいいます。

ア 「個人事業主」とは個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者を、「無給家族従業者」とは個人事業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいいます。

イ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいいます。

ウ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で次のいずれかに該当するものをいいます。

（ア）期間を定めずに雇用されている者

（イ）1か月を超える期間を定めて雇用されている者

（ウ）上記（ア）（イ）以外の雇用者のうち、平成14年の4月、5月のいずれの月も18

日以上雇用されていた者

エ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

オ 「出向・派遣受入者」とは、人材派遣会社など別経営の事業所から派遣されている者をいいます。

カ 「パート・アルバイト等の8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイト等の従業者数について平均的な1日あたりの労働時間である8時間に換算し算出したものです。

(5) 年間商品販売額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税を含みます。

(6) その他の収入額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造品出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含みます。

その他の収入額の内訳は次のとおりです。

ア 「修理料」とは、商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合、その収入額をいいます。

イ 「仲立手数料」とは、他人または他の事業所のために仲立人として卸売業の商品販売のあっせんを行い、その仲立行為から得た手数料をいいます。

ウ 「製造業出荷額」とは、製造した製品を卸売した場合の出荷額をいいます。

エ 「飲食部門収入額」とは、飲食できる設備を有し、その場所で料理等を飲食させた収入額をいいます。

オ 「サービス業収入額」とは、販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、DPE・宅配便取次手数料などサービスの提供に対する収入額をいいます。日本標準産業分類の改訂に伴い、平成14年より金融・保険・不動産業についてのサービス提供も含みます。

(7) 商品手持額

平成14年3月末現在、販売目的で保有している全ての手持商品額(仕入れ時の原価によります)をいいます。

(8) セルフサービス方式(小売業のみ)

売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所をいいます。

セルフサービス方式とは、以下の3条件を兼ね備えている場合をいいます。

ア 商品が無包装のまま、あるいはブリパッケージされ、値段がつけられていること

イ 店舗に備え付けの買い物カゴ、ショッピングカートなどにより、客が自分で自由に商品を取り集められる形式であること

ウ 売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式であること

(9) 売場面積(小売業のみ)

平成14年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の

延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場(植木、石材) 配送所、階段、連絡通路、エレベータ、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、他に貸している店舗(テナント)分等は除く)をいいます。

ただし、牛乳小売業、自動車小売業(新車、中古車) 建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の各事業所の売場面積については調査を行っていません。

(10) 営業時間等

平成14年6月1日現在の開店・閉店時間をいいます。

ただし、牛乳小売業、新聞小売業についてはこの調査を行っていません。

(11) 年間商品販売額の販売方法別割合

ア 「現金販売」とは、現金の他に小切手、商品券、プリペイドカード、デビットカードによる販売も現金販売に含めます。

イ 「クレジットカードによる販売」とは、信販会社等の発行する「クレジットカード」を利用し、後払いで商品を購入しようとする購入者の意向に従い、当該商品を販売した場合をいいます。

ウ 「掛売・その他」とは、手形による取引、クレジットカードを用いない割賦販売、非割賦販売をいいます。また、新聞・牛乳の月極販売もここに含めます。

(12) 商品販売形態(小売業のみ)

ア 「店頭販売」とは、店頭で商品を販売した場合をいいます。

イ 「訪問販売」とは、セールスマン等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいいます。

ウ 「通信・カタログ販売」とは、カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込を受けて商品を販売した場合をいいます。

エ 「自動販売機による販売」とは、事務所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいいます。

オ 「その他」とは、ピザの宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」や新聞牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいいます。

(13) 来客者駐車場及び収容台数

平成14年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいいます。

なお、ガソリンスタンドについてはこの調査を行っていません。

ア 「専用駐車場」とは、自己所有または契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいいます。

イ 「共用駐車場」とは、他の事業所等と共同で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいいます。

ウ 「収容台数」とは、満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではありません。

(14) チェーン組織(小売業のみ)

ア 「フランチャイズチェーン」とは、事業所(フランチャイザー)が他の事業所(フ

ランチャイジー（本部）との間に契約を結び（加盟）、フランチャイジーの商標や経営のノウハウを用いて、同一のイメージのもとに商品の販売を行っている事業所をいい、コンビニエンスストア、古本屋、リサイクルショップなどに多くみられます。

イ 「ボランティア・チェーン」とは、事業所が同一業種の事業所どうして本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいい、食品スーパーなどに多くみられます。

（１５）大規模小売店舗

大規模小売店舗とは、「大規模店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）」の規定に基づき、一つの建物内の小売業（飲食店を除く。）を営む事業所の売場面積が 1000 m²以上の店舗をいう。

2 産業分類の格付け

産業分類とは、事業所がどの業種にあたるのかを示すもので、1 事業所に 1 産業分類が対応しています。原則として「日本産業分類」により、商品分類番号から中分類、小分類に格付けします。

（１）一般的な産業分類の格付け方法

取扱商品が単品の場合は、商品分類番号 5 桁のうち上位 4 桁で細分類業種を格付けします。取扱商品が複数の場合は、原則として次の方法によります。

ア 年間商品販売額のうち、商品分類番号の上 2 桁の卸売品目（50～54）と小売品目（56～60）のうちでいずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定します。卸売販売額と小売販売額が同額の場合は卸売業とします。

イ 各事業所に対する産業分類の格付けは、まず、商品分類番号の上 2 桁レベルでの商品分類別に販売額を集計し、その販売額の最も多い商品分類を当該事業所の中分類として決定します。以下、商品分類番号の上 3 桁及び上 4 桁のレベルで同様の整理を行い、小分類と細分類を決定します。

（２）例外的な産業格付け

ア 「4911 各種商品卸売業」

表 1 の財別（生産財、資本財、消費財）の 3 財にわたる商品を卸売し、各財の販売額がいずれも卸売販売額の 10%以上で、従業者が 100 人以上の事業所を格付けします。

イ 「4919 その他の各種商品卸売業」

表 1 の財別の 3 財にわたる商品を卸売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売額の 50%未満で、従業者が 100 人未満の事業所を格付けします。

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財、消費財の 3 財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「524 再生資源卸売」のみ、消費財の品目が「549 他に分類されない卸売」のみの場合には（１）の一般的な方法による卸売業格付けとします。

表 1

財別	小分類	産業分類
生産財	501	繊維品
	522	化学製品
	523	鉱物・金属材料
	524	再生資源
資本財	521	建築材料
	531	一般機械器具
	532	自動車
	533	電気機械器具
	539	その他の機械器具
消費財	502	衣服・身の回り品
	511	農畜産物・水産物
	512	食料・飲料
	541	家具・建具・じゅう器等
	542	医薬品・化粧品等
	549	他に分類されない卸売

ウ 「5497 代理商、仲立業」

「年間商品販売額」と「その他の収入額の仲立手数料」を比較し、仲立手数料が多い場合には「代理商、仲立業」に格付けします。

エ 「5511 百貨店、総合スーパー」

表2の衣(中分類56)、食(同57)、住(同58、59、60)にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所を格付けします。

オ 「5599 その他の各種商品小売業」

表2の衣、食、住にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所を格付けします。

表 2

衣・食・住別	中分類別	産業分類
衣	56	織物・衣服・身の回り品
食	57	飲食料品
住	58	自動車・自転車
	59	家具・じゅう器・機械器具
	60	その他

カ 「5711 各種食料品小売業」

中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所で、小分類572から579までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%未満の事業所を格付けします。

キ 「5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」

中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所を格付けします。

ク 「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

販売額に占めるたばこ・喫煙具の販売額が90%以上の事業所を格付けします。ただし、90%未満の場合はたばこ、喫煙具以外の商品の販売額によって格付けします。

3 業態別集計

業態分類は、小売店を、別表「業態分類表」に従って再集計したものです。

コンビニエンスストアは、産業分類と業態分類では定義が異なりますのでご注意ください。
また、平成14年調査において「ドラッグストア」と「ホームセンター」が新たな業態として追加されました。

4 繁華街について

(1) 繁華街の定義

「繁華街」とは、おおむね60店舗以上の小売店が連続して街区を形成している小売機能中心の集積地域のうち、つぎのいずれかに該当するものをいいます。

ア 都市の中心商店街(店舗が面的に展開しており、買物客の大半がその商店街以外からきているものに限る。)については、中核の街区からおおむね700メートル以内にある街区まで機能的に一体となっているとみられる地域

イ 店舗の集団が一つの直線や、L字型等の単純な形状で連たんしているものについては、街路の総延長が1200メートル以下で機能的に一体となっているとみられる地域

ウ 上記ア、イ以外の店舗集団で、その形状がT字型、十字型等であるようなものについては、その状況に応じて、機能的に一体となっているとみられる地域

(2) 繁華街の特性分類

繁華街の地域特性、商品の販売状況及び立地条件によって、次のとおり地域特性別、販売商品特性別及び立地による特性別に分類し集計しました。

ア 地域特性分類

小売業年間商品販売額の市区町村別構成比を市区町村別人口構成比で除した購買力指数及び最寄駅の乗車人数などにより、次のとおり分類しました。

区分	定義	地域特性別分類記号
A型	相当広範囲から購買客を吸収している地域	A
B型	近隣都市から購買客を吸収している地域	B
C型	主に市区内在住の購買客を対象としている地域	C
D型	主に後背の住宅地域の購買客を対象としている地域	D

イ 販売商品特性分類

小売年間販売額に占める最寄品販売額割合により、次のとおり分類しました。

区分	定義	販売商品特性分類番号
最寄品中心街	最寄品販売額割合 55%以上	1
最寄品・買回品混合街	最寄品販売額割合 40%以上 55%未満	2
買回品中心街	最寄品販売額割合 20%以上 40%未満	3
買回品・専門品街	最寄品販売額割合 20%未満	4

なお、例外的な商品分類である「百貨店」年間商品販売額が、その百貨店が立地する繁華街の小売年間商品販売額に占める割合が著しく高い場合については、一般商品分類との整合性を図るため補正して分類します。

(注) 最寄品とは、小売商品分類の「57 飲食料品」「599 その他のじゅう器」「601 医薬品・化粧品」「604 書籍・文具類」をいい、その他のものを買回品とといいます。

- ・ 最寄品 主に日用品・雑貨品など比較的消費者の住居の近くにある店舗において低価格で販売される商品
- ・ 買回品 主として消費者が何軒かの店舗で選択して購入する商品で、比較的高価格で販売される専門品・奢侈品などを含む商品
- ・ 除外品 除外品目は、買回品又は最寄品のいずれかに決定することが困難であるか、またはなじまないと思われるものであり、小売業の産業小分類で次の業種に属する商品
 - 581 自動車小売業
 - 603 燃料小売業

ウ 立地による特性分類

繁華街が立地する周辺の状況及び年間商品販売額により、次のとおり分類しました。

区分	定義	立地による特性別分類番号
駅ビル型	大規模駅の周辺あるいは駅に隣接して建てられている商業(テナント)ビルを1つの繁華街とする型	1
地下街型	大規模駅の周辺あるいは駅に隣接して形成された地下街の1つを繁華街とする型	2
駅周辺大規模型	大規模駅の周辺あるいはターミナル駅の周辺に形成された繁華街で、年間商品販売額がおおむね500億円を超える地域	3
駅周辺中規模型	駅周辺に形成された繁華街で、年間商品販売額がおおむね200億円を超える地域	4
駅周辺小規模型	駅周辺に形成された繁華街で、駅周辺大規模型・駅周辺中規模型のどちらの型にもあてはまらない地域	5
ロードサイド型	幹線道路あるいは主要地方道沿いに形成された繁華街	6
地元商店街型	従来からある地元の商店街が発展・拡大した結果形成された繁華街	7
特殊型	昔からの歴史と伝統があり、老舗的な商店街となっている繁華街及び神社・仏閣・温泉地の周辺等、特殊な条件下で形成された繁華街	8

3 その他

(1) 平成14年商業統計調査では、産業分類の改定及び業態分類の見直しを行っています。それに伴い、平成11年の数値は平成14年の定義に合わせて組み替えられています。

(2) 平成11年商業統計調査では調査対象となる事業所の補足が行われたことから、前回との比較(平成9年と11年)については時系列を考慮したうえで行っています。したがってその結果は平成11年調査結果として公表された数値をそのまま用いて算出した結果とは一致しません。

(3) 年率について

本調査は、昭和51年調査までは2年ごとに、それ以降は調査の種類によって調査期間が異なるため、調査結果を時系列分析等に利用する際の便宜上、調査間隔の長短を調整した年平均増減率(1年あたりの増減率)を次式により算出して比較した。

$$\text{年平均増減率(\%)} = \left(\sqrt[a]{\frac{\text{当該年調査値}}{\text{前回調査値}}} - 1 \right) \times 100$$

a = 調査間隔(月数)/12

(4) 記号及び注記

統計上の記号は次のとおりとします。

「0」または「-」 該当数値がないもの

「0.0」 四捨五入による単位未満のもの

「、-」 マイナス

「X」 1または2の事業所に関する数値で個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるために秘匿した箇所です。また、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係等から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿を行っています。ただし、事業所数、従業者数についての秘匿は行っていません。

(5) 本文中及び統計表中の構成比、増減率、年間商品販売額、商品手持額、その他の収入額等においては、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

(6) 「不詳」とは、当該項目について調査をしていないことを表しています。

(7) 本書は、神奈川県企画部統計課で電算集計された結果表及び「神奈川県平成14年商業統計調査結果報告書」をもとに、本市分を独自に集計、まとめたもので、経済産業省が後日公表する数値と相違する場合があります。

業態分類表

区 分	セルフ	取扱商品	売場面積	営業時間	備考
1 百貨店					産業分類「551 百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所。 「551 百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、住にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。
1 大型百貨店	×		3000㎡以上 (都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 その他の百貨店			3000㎡未満 (都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
2 総合スーパー					
1 大型総合スーパー			3000㎡以上 (都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 中型総合スーパー			3000㎡未満 (都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
3 専門スーパー					
1 衣料品スーパー		衣が70%以上	250㎡以上		
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上			
うちホームセンター		住関連スーパーのうち5991 + 5992 + 6022が70%未満			
4 コンビニエンスストア		飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上 終日営業	産業分類「5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む
うち終日営業店					
5 ドラッグストア		産業分類「601」に格付けされた事業所で、6011を扱っていること			
6 その他スーパー					「2」、「3」、「4」、「5」以外のセルフ店
うち各種商品取扱店					
7 専門店					
1 衣料品専門店	×	561、562、563、564、5691、5692、5699のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		572、573、574、575、576、577、5792、5793、5794、5795、5796、5797、5799のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		582、591、592、599、601、602、603、604、605、606、607、6091、6092、6093、6095、6096、6097、6099のいずれかが90%以上			
8 中心店					「7」に該当する小売店を除く
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
9 その他の小売店					「1」、「7」、「8」以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店	×				

注1：「セルフ」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

注2：取扱商品の商品分類番号3桁及び4桁は、商品分類番号(5桁)の上位3桁及び4桁に分類して集計したものをいう。

注3：取扱商品の衣食住とは、商品分類番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58～60)に分類して集計したものをいう。

注4：「ホームセンター」及び「ドラッグストア」は平成14年調査より新業態として区分。